

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

しまむら・マック多度津店

仲多度郡多度津町北鴨二丁目1番地ほか

2 意見及びその理由

当該変更届出事項等について、法第4条に定める大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（以下「指針」という。）に基づき、地元住民に対し適切な説明を実施すること。

（理由）

法第7条第1項の規定に基づき平成19年2月10日に開催された説明会（以下「説明会」という。）に係る県への報告によれば、設置者は「小売業者からの説明」などについて、再検討する旨を参加者に示している。さらにその後の県からの質問に対しても「今後も窓口として地元住民への対応を欠かさつもりはない。」と回答している。しかしながら、説明会後、相当な期間が経過した現段階においても、設置者は地元住民との協議、説明を行っていない。

このことは「地域住民等の理解が十分に得られるような説明をするよう努めることが必要である」としている指針に照らすと、地域の住民等への適切な説明が不十分であり、説明会開催者の姿勢としても問題であると判断せざるをえない。

なお当該意見に基づき実施した説明については、その内容を詳細に県へ報告すること。

3 留意事項

（1）地元住民の理解について

当該店舗の新設については、届出時から地元住民と設置者が営業時間を含めた内容について協議を何度も重ね、ようやく合意となった経緯があった。しかしながら、設置者が店舗がオープンする直前に閉店時間を深夜とする変更届を行い、オープン当初から閉店時間を延長し営業を行ったことに対し、地元住民が設置者に対し不信感を持つ状況に至っている。

今後、閉店時間を変更届出書どおり深夜とする場合は、事前に地元住民の理解を十分に得られるよう努めること。

（2）地域住民からの要望に対する誠実な対応について

地域住民からの要望等についての対応責任は、一義的には設置者にあることから、設置者として、地域住民からのテナントへの要望等については真摯に受け止め、テナントと交渉を行うなど誠実に対応すること。（「平成18年10月18日付け18経支第36646-1号通知」再掲）